

## 後藤委員提出資料

### 第3回医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会 後藤委員提出資料

#### 【配布資料】

##### JODA 資料 1

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」における論点整理および検討順序について

##### JODA 資料 2

パブリックコメントに寄せられた生活者の声の分析結果概要（速報）

##### JODA 資料 3

通信販売も営む薬局の経営危機に関する調査結果

#### 【参考資料】

##### JODA 参考 2

資料 2 パブリックコメントに寄せられた生活者の声の分析結果概要（速報）のパブリックコメントの原文一部抜粋

##### JODA 参考 3-1

平成 21 年 3 月 24 日 社団法人日本薬剤師会宛  
漢方薬の郵便等販売を行う薬局に関する事前質問書

##### JODA 参考 3-2

平成 21 年 3 月 24 日 厚生労働大臣および厚生労働省医薬食品局長宛  
一般用医薬品の郵便等販売の特例に関する質問書

#### 【その他当協会が提出・公表した質問書等】

##### JODA 参考その他 1

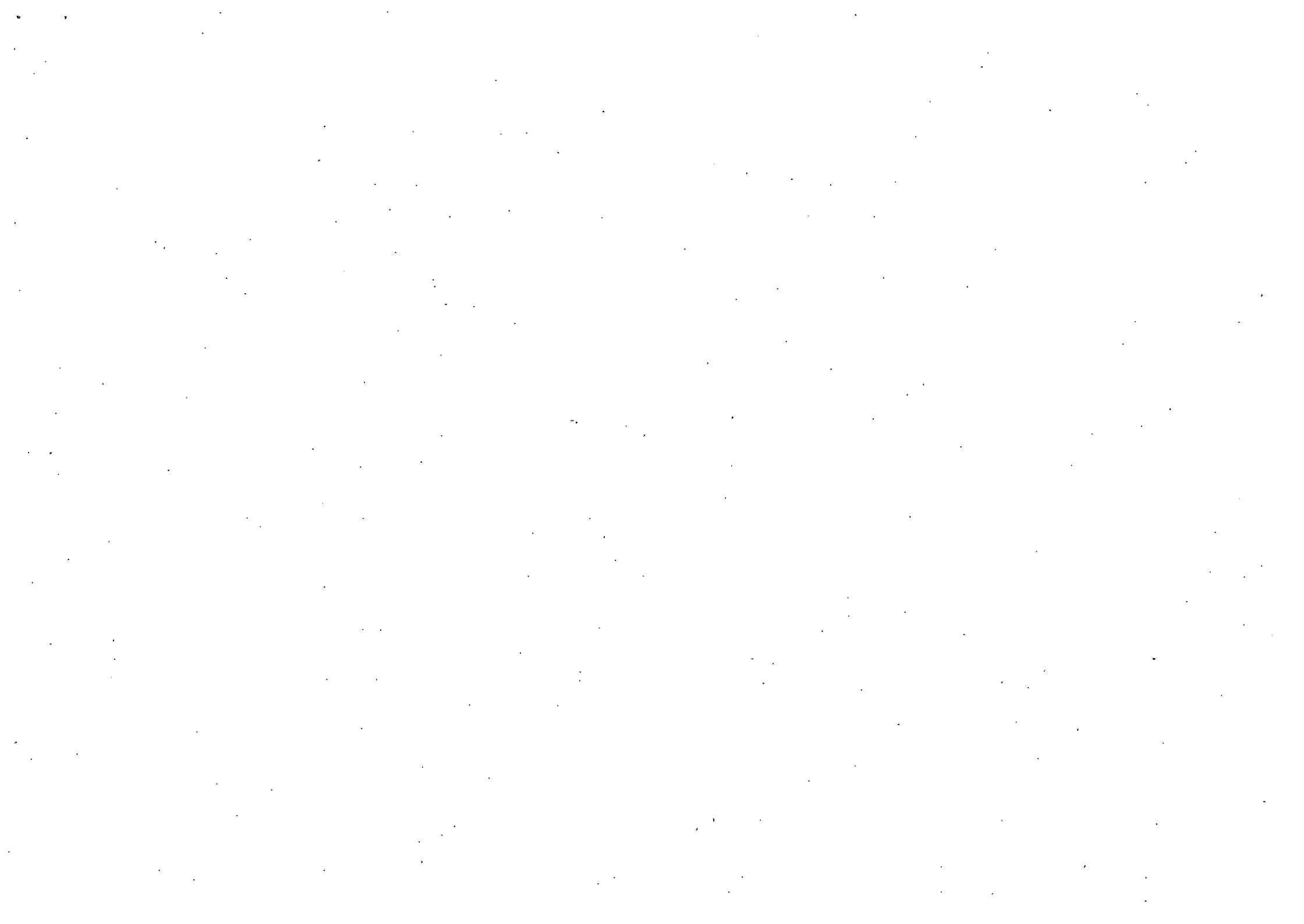
平成 21 年 3 月 24 日 日本 OTC 医薬品協会宛  
メーカー等により販売個数が制限されている一般用医薬品に関する質問書

##### JODA 参考その他 2

平成 21 年 3 月 24 日 厚生労働省医薬食品局長宛  
メーカー等により販売個数が制限されている一般用医薬品に関する質問書

##### JODA 参考その他 3

平成 21 年 3 月 30 日 厚生労働省医薬食品局長宛  
ネット販売禁止の違法・違憲性解釈に関する要望書



平成 21 年 3 月 31 日

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」における

論点整理および検討順序について

NPO 法人日本オンラインドラッグ協会  
理事長 後藤 玄利

平成 21 年 3 月 30 日に「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」事務局より本検討会委員に向けて、これまでの検討会において出された意見をふまえた論点整理（案）が示されました。下記に示す理由から、事務局の提示された論点整理の順に審議することは適当ではないと考えますので、改めて次の通り論点を整理し、本検討会における審議を進めていただくことを提案いたします。

記

■本検討会にて議論すべき論点の代替案

1. 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の実状把握（事務局案1(1)）
2. インターネット、電話等を通じた医薬品販売のあり方（事務局案2）

※ 事務局案1(2)「薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策」は、本検討会での議論は不要である。

※ これらを議論する前提として、違憲・違法と指摘される、本件省令の位置づけを確認する場を設ける必要がある。

■理由

1. JODA 資料2および資料3に示すように、当該省令が施行されると、利用者、事業者ともに深刻な状況が生ずることとなる。郵便等販売の規制のあり方を先議しないということは、厚生労働省も私たち検討会委員も、このような深刻な状況の発生を敢えて見て見ぬふりをすることと同じである。
2. 郵便等販売の規制に関して、当該省令は違法・違憲との指摘がある。当該部分は、いずれにせよ再改正を検討すべき。
3. 事務局から提示されている、1)家族等による代理購入、2)配置業者からの購入、3)店舗による注文・取り寄せ等は、いずれも現行省令下において認められた方法。当検討会で敢えて議論する必要がない。また、それらの有効性の程度は、享受者である生活者が判断すべきであり、検討会の委員で決めるものではない。

以上

# パブリックコメントに寄せられた 生活者の声の分析結果概要(速報)

平成21年3月31日

日本オンラインドラッグ協会

## 1. 分析の概要

「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集結果について

募集期間： 平成20年9月17日から10月16日まで

意見総数：	3,430件
うち郵便等販売に関する意見	2,353件
賛成意見	50件
反対意見	2,303件

出所) 平成21年2月6日 厚生労働省医薬食品局発表

意見内容詳細を開示請求

郵便等販売の規制に反対するパブリックコメントは2,303件。

そのうち、自分自身の状況に関する具体的な記載がある329件を対象とした。

## 2. 郵便等販売の継続を望む理由

分析対象とした329件の意見の詳細は以下のとおり。

A) 本人または家族が障害、病気、高齢等のため  
外出や対面が困難・苦痛

76件

B) 自らの生活圏内に薬局・薬店がほとんどない。

58件

C) 子育て、共働き等、時間的制約が強く  
生活上の支障が増す。

95件

D) 求める薬を扱っていない、プライバシー不安等  
近隣店舗に対する不信・不安感。

247件

E) 遠方であっても(専門家と対面できなくても)  
自らが信頼する店舗から購入したい。

171件

※) 329件のうち、1項目に該当 99件、2項目に該当 154件、3項目に該当 64件、4項目に該当 12件

出所)日本オンラインドラッグ協会

→ 複合的な要因で外出や買い物が困難である他、店舗の信頼感を理由に通販継続を望む声が多数。  
近隣店への取り寄せや配置等の単純な代案では解決できない。

### 3. コメント者の意向

分析対象とした329件の文面から読み取れる、生活者の意向を整理した。

X) 『納得できる薬局・薬店を自ら選択し、そこから希望する薬を購入したい』

300件

Y) 『日常生活上の支障はあるものの、できる限り自立の努力をしたい』

85件

出所)日本オンラインドラッグ協会

→ 改正薬事法のねらいでもある『セルフメディケーション』に自ら取りくむ生活者からの意見。  
省令により郵便等販売を規制してしまうと、こうした動きを抑制してしまうことになる。

#### 4. 分析結果をふまえた当協会の主張

JODA資料2

JODA

- 1)当該省令のままでは、時間距離的な理由により、利用できる薬局・店舗が事実上大幅に制限されてしまうため、生活上の支障が増すとの意見があがっている。
- 2)近隣の店舗には不信・不安がある、信頼できる遠方の店舗を望む、との意見が大半。
- 3)意見からは、生活者の自立や選択が損なわれ、セルフメディケーションの妨げとなることが読み取れる。
- 4)別途指摘したとおり、省令は違法・違憲の可能性が高い。

→ 安全を担保した通信販売を実現するためのルール構築を急ぐべき。

### (参考)具体的な意見の例

具体的な意見例を以下に示す。

0087

薬事法 旅行規則(yaku-shi-ho-shi-ru-ge)

提出人  
送信者  
件名  
件名

正規の販売規制の一つを改正する件について

〔意見〕

私は視覚に障害を待っています。私のような人間にとっては、へんてつ申し煩い物をするのは、かなり大変なことです。世の中、一人で買い物に来ける人間ばかりではありません。ネットショッピング!は、私たちのライフラインです。特に、医薬品につきましては、視覚장애인들에게も荷やすく、本当に助かっておられます。私たちを追いかけてください。

請当箇所 御便その他の方による医薬品の販売等

問局販売者又は店舗販賣業者は、その問局又は店舗以外の場所にいる時に、司便その他の方による医薬品の販売又は授与(以下「販便等販売」という。)を行う場合、次の1~3に掲げるところにより行われなければならない。  
 1 営業用医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

	1/1 ページ
(0056)	
<p><b>薬事法 運行規則(yakuho-kaaku)</b></p> <hr/> <p>【登記】 登記人: [REDACTED] 登記番号: 2006年1月14日第2号 12342 住所: [REDACTED] 食生活研究会 トモ: じかく会員登録時にご登録いただいた方にご連絡</p> <p>【作成】医薬法施行規則等の一部を改正する命令書について [REDACTED] 生活習慣病医療食品規制法</p> <p>【氏名】 【性別】 【職業】 【登録番号】 【FAX番号】 【意見】請当官至 駆使その他の方法による医薬品の販売を</p> <p>【意見内面】この町は島で薬局がありません。近所で薬が買えなくなると大変困ります。 出かけたりおとどくても駅前を歩いてる時間に沿がりてしまい、改道特例もなければ ならなくして正直体力的にもしんどいです。</p> <p>【回答】 体が弱く、月に一度の病院さえ行けないましましばしばです。仕事を重に…1度戻って からであります。 その仕事もええれば私は無能になります。今は父が健在で病院に薬をもらいに行ってく れたりして、勤かっておますが、父も若くはありません、私ももう妊娠なので、いつまで病院も付帯添 つてもらえるのが 気になっています。市販の薬を買う場合、ネットで買えるのは父にも迷惑かけず出来る事で それが出来なくなると、ますます親に両側をかける事になります。橋がかかる事で すが、バスに乗って どのくらいの距離で駅があるのかもわかりません。今の自分の状態では、橋がか かるでも良いには 行きたいでしょ。ご参考ください。</p>	

# (参考)具体的な意見の例

JODA資料2  
**JODA**

具体的な意見例を以下に示す。

0019

薬事法施行規則(yakujihiseki)

提出人: [REDACTED]  
登録日: 2001年10月12日提出 (本社)  
対象: 薬事法施行規則(yakujihiseki)  
件名: 薬事法施行規則等一部改正する省令について

[件名] 薬事法施行規則等一部改正する省令について  
[見出し] 厚生省外局医薬品局規制課

[氏名] [REDACTED]  
[住所] [REDACTED]  
[郵便番号] [REDACTED]  
[電話番号] [REDACTED]  
[FAX番号] [REDACTED]  
[意見] 該当箇所 項目その他の方法による医薬品の販売等  

薬局開設者又は販賣専業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいるときに、部屋その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「新規等販先」という。)を行う場合、次の(1)に掲げるところにより行ななければならぬ。  
1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] ホット・ラインでの薬の取り扱いを統けてください。

[押印]

仕事を持ちながら子育てをしているので、専薬業はいつもネット通販で購入しています。忙しくて子供が体調になれば病院に連れて行きますが、自分はなかなか見い物する暇も病院に行く暇もないのが現実です。また、近所で崇っていませんので、多種多様な取り扱いがあるネットで購入でなければ生活ができない。店にはいつも使っている子供用の消毒薬などは全く売っていないません。本当に特殊な医薬品ではあります。どうぞよろしくお取扱い下さい。

秋本審: 連休たっぷりのこの秋、みんなのオススメ医薬品をヨニクシショウ  
<http://allabout.it.com/391/so/12312570/direct/01/>

0003

薬事法施行規則(yakujihiseki)

提出人: [REDACTED]  
登録日: 2001年10月12日提出 (本社)  
対象: 薬事法施行規則(yakujihiseki)  
件名: 薬事法施行規則等一部改正する省令について

私のインターネット販売が出来なくなるぞうですが、私は、[REDACTED]の薬局にて液体販売を行っていたところ、今まで体調が良くなっていたのに困っています。

私は、小さい男からアトピー体質で、喉痛やじんましんで毎回通っていました。87年の秋から10年くらいでもひどい症状で、あるごく初期を除いてひどい。複数箇所の先生や薬局の薬剤師さんにも相談してお薦めを貰つてみましたが、良くならずもう諦めかけていた頃に、インターネット薬局の薬剤師を知り、[REDACTED]にて相談して該方薬を扱つていただいて、体調も良くなり元気になりました。

インターネット販売は、「販路を手配」できないのがいけない」とのことですが、私が相談の症状を書いてメールを送ると、詳しい情報を知りたいからと専門的な質問を分かりやすく書いたメールが返ります。私がそれに含めたメッセージを送る上ですぐにお薦め处方して送ってくださいます。

体調が悪くてメールを送ると、夜中でも休日でも返信メールを送ってくれる事多し。時に直接お話しの方がいいからとお電話もかけてきてくださいます。

今まで通つた病院の先生や複数箇所の先生や薬局の薬剤師さんには、直接会ってお話をしますが、[REDACTED]には一度も会ったことがありません。でも、私の体質やどんな薬が合うのか一番分かってくださっているのは、[REDACTED]です。

ニュースを見ていて、私もインターネット販売は規制が必要だと想いますが、併せて人の命を危険にさらすと表面的に一生懸命にお仕事をされている先生がいらっしゃること。そして、その先生のおかげで助かっている人がいることを分かってください。

もう一度考えていただけないかと思ってメールしました。

Finally MI will MAJOR JPI Hiro Matsuyama, Melvin, and more!

2008/11/12

# (参考)具体的な意見の例

具体的な意見例を以下に示す。

0033

<b>薬事法 既存規則(yakuji kiyoku)</b>	
送付人:	2023年10月10日 10:19
宛先:	日本生協薬局(本部)
件名:	日本生協薬局からの「薬事法改正による新たな規制について」
厚生労働省医療食品局監視課 郵便	
〔氏名〕	[REDACTED]
〔住所〕	[REDACTED]
〔職業〕	[REDACTED]
〔電話番号〕	[REDACTED]
〔FAX番号〕	[REDACTED]
〔意見〕 該当箇所 還従その他の方法による医薬品の販売等	
<p>○ 痘瘍部会員又は店舗販売業者は、その販売又は店舗以外の場所にいる時に、還従その他の方法による医薬品の販売又は販与(以下「卸売等販売」という。)を行う場合、次の1~3に掲げるところにより行われなければならない。</p> <p>1 第二類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。</p>	
〔意見内訳〕 上記の箇所によると第三類医薬品以外の医薬品の販売不可となるインターネット上の店舗においてセチル化の医薬品入手できるようにするべきだと考えます。	
〔理由〕 私は日々身体が強くないので、就寝などにかかることが多く、またアレルギーもあり、避用している漢方の漢方薬等を自己に意識しております。	
<p>○ 地域の医療機関は薬局時間が早く、仕事帰りに寄りついで購入していいない状態ですが、これまでインターネット上の店舗等で薬剤師さんに薬の上入手しておひいきました。</p> <p>○ 従来探ってきたこのような手配が不可能となりますと、帰宅時間の関係上通常のドラッグストア等で逛いている際しが入手できなくなってしまいますが、少なくとも我が家の近辺のドラッグストアへいらっしゃる薬剤師さんは、漢方のことにはあまり詳しくない方がほとんどで、過切な薬剤を置いていたりすることも以前より見つかってしまうと考えます。</p> <p>○ 当初の会社は卸業者で販売が広くなることが多く、私と同様の悩みを抱えている人々も相当多いらっしゃることと存じます。</p> <p>○ どうか身体と精神に頼行って家族のために働いている人間のため、上記の項目に関して専攻をお願いしたく等をより出した次第です。</p>	

0044

<b>薬事法 既存規則(yakuji kiyoku)</b>	
送付人:	2023年10月10日 10:20
宛先:	日本生協薬局(本部)
件名:	日本生協薬局からの「薬事法改正による新たな規制について」
厚生労働省医療食品局監視課 郵便	
〔氏名〕	[REDACTED]
〔住所〕	[REDACTED]
〔職業〕	[REDACTED]
〔電話番号〕	[REDACTED]
〔FAX番号〕	[REDACTED]
〔意見〕 該当箇所 還従その他の方法による医薬品の販売等	
<p>○ 痘瘍部会員又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる時は、還従その他の方法による医薬品の販売又は販与(以下「卸売等販売」という。)を行う場合、次の1~3に掲げるところにより行われなければならない。</p> <p>1 第二類医薬品以外の医薬品を販売し、又は販与しないこと。</p>	
〔意見内訳〕 上記の箇所に反対です	
〔理由〕 私は、妻が[REDACTED]でござります。具体的には、[REDACTED]になります。	
<p>精神障害者というと、身体欠損気分かと思われる事もありますが、実際には「うつ」の症状により体調不良が多く、また、多種多量の服薬により行動が制限されることが多いことは現在では想定となっております。</p>	
<p>こうした状況の下、家事である私が住居で外出してしまって、夫は近所の薬局やコンビニエンスストアまで薬を買いに行くこともなかなか難しい事が多々ございます。</p>	
<p>[REDACTED]もございまして、次は眠るために睡眠導入剤などを服薬しておりますが、そうすると精神的に弱くなりは起きません。すると、私が外出する際に年齢が若いわからず折れる事もあるのです。いったん病院に入ってしまうと夫々休む事も困ることも多いのですが、夫には体調が悪いといつて自分でなんとかするしか手立てがないことがあります。</p>	
<p>こうした際に、インターネットで医薬品入手することが出来ると、外へ出ることが出来なくとも自分で必要な医薬品を入手することが出来るため、單に「費用が足せる」ということにとどまらず、障害者としてのクオリティ・オブ・ライフにも大変プラスになっております。「自分で選んで購入する」この当たり前のことが中々出来ないことで、どれほど障害者の気持ちが落ち込んでいるのかということを想起頂きたいのです。</p>	
<p>最近では、各医薬品の販売文書もインターネットで明示出来るようになり、事前に幕に隠す知識を持ったり、判断を下したりといった事が、これまでと比較して大変容易になってきております。在庫販売といえども、決して市中の薬局におけるところは無いと考えます。</p>	

# 通信販売も営む薬局の 経営危機に関する調査結果

平成21年3月31日

日本オンラインドラッグ協会

## 専門性の高い漢方・相談薬局事例(薬局Ⅰ)

### 薬局Ⅰ概要

※類似ケース: 13件

【所在地】 山形県／2店舗

【業態】 主に郵便等通販で販売。  
大正時代からの、地域に根ざした相談薬局。  
健康相談から処方箋調剤も業務としている。

【従業員数】 専門家 4名、 その他9名

【一日の利用者数(含通販)】 100人程度

【一日の相談件数(含通販)】 60件程度  
(主な相談内容)

- ・未病の状態における健康相談
- ・冷え性など、慢性的な悩みに関する相談
- ・特に漢方薬同士の併用、重複、相互作用について

【専門家のとった措置(年間)】 20件程度

- ・使用の中止を指示
- ・慢性疾患の患者様への医療機関受診勧奨

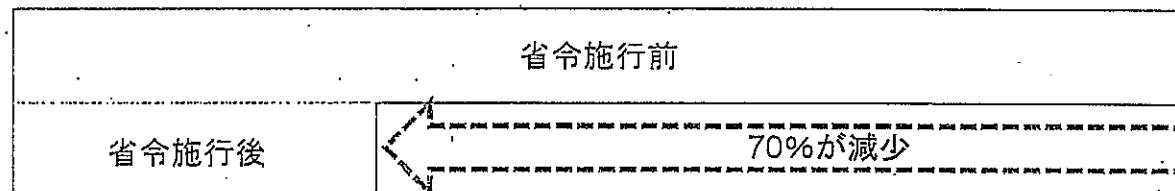
【医薬品の昨年年間売上高】 7千万円程度

## 省令施行後の影響

**JODA**

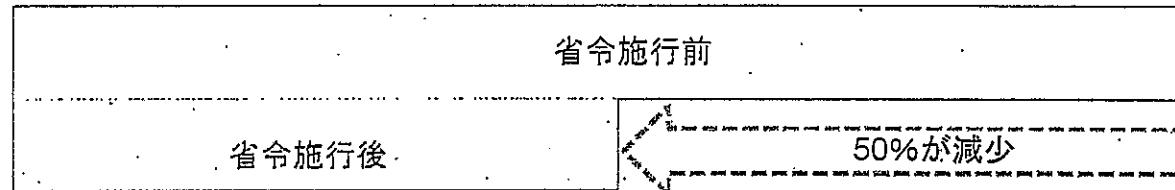
## 薬局I事例

売上高



13

粗利益



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

省令施行により、売上高は4,900万円程度が減少、  
粗利益は2分の1に減少の見込み。

## 地域に根付いた街角の相談薬局事例(薬局 C)

### 薬局 C 概要

※類似ケース: 4件

【所在地】 宮城県／3店舗

【業態】 郵便等通販と店頭販売が同程度。

地域住民の健康維持、体調不良などへの初期対応をする街角の薬局。

地域密着型でかかりつけ薬局の存在。

【従業員数】 専門家 3名、 その他3名

【一日の利用者数(含通販)】 100人程度

【一日の相談件数(含通販)】 30件程度

(主な相談内容)

- ・感冒などの急性の症状に関する相談応需
- ・冷え性など、慢性的な悩みに関する相談

【専門家のとった措置(年間)】 20件程度

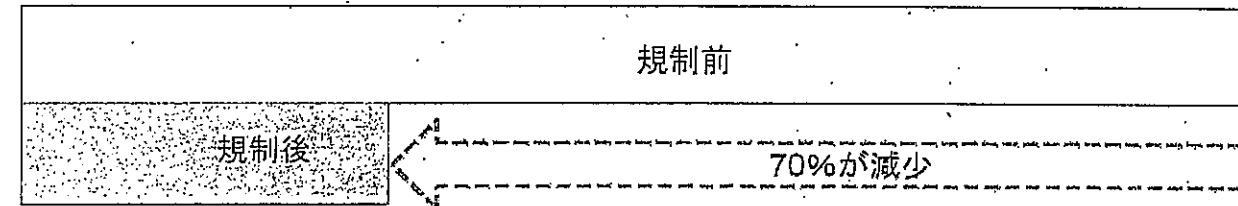
- ・使用の中止を指示
- ・慢性疾患の患者様への医療機関受診勧奨

【医薬品の昨年年間売上高】 1億円程度

## 省令施行後の影響

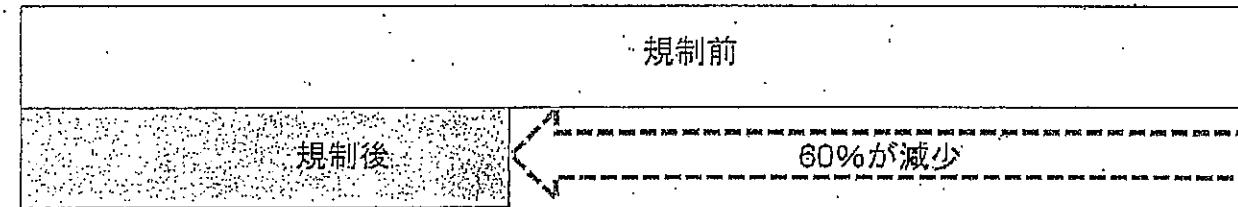
## 薬局 C 事例

売上高



15

粗利益



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

省令施行により、売上高は3,500万円程度が減少、  
粗利益は6割が減少の見込み。

# 幅広く医薬品を取り扱う利便性の高いドラッグストア(薬局K)

**JODA**

## 薬局 K 概要

※類似ケース:5件

【所在地】 広島県／1店舗

【業態】 主に郵便等通販で販売。

医薬品をはじめ幅広く商品を取り扱うドラッグストア。  
日本全国のお客様に販売。

【従業員数】 専門家 3名、 その他1名

【一日の利用者数(含通販)】 30人

【一日の相談件数(含通販)】 8件程度

(主な相談内容)

- ・医薬品に関する詳細情報の提供
- ・併用、相互作用について

【専門家のとった措置(年間)】 15件程度

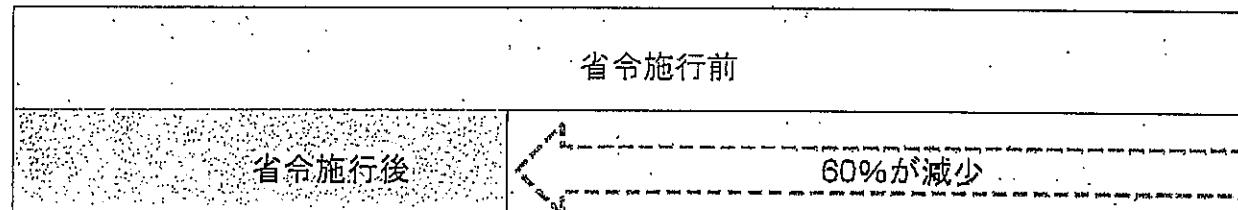
- ・医療機関への受診勧奨
- ・服用の中止

【医薬品の昨年年間売上高】 5,000万円程度

## 省令施行後の影響

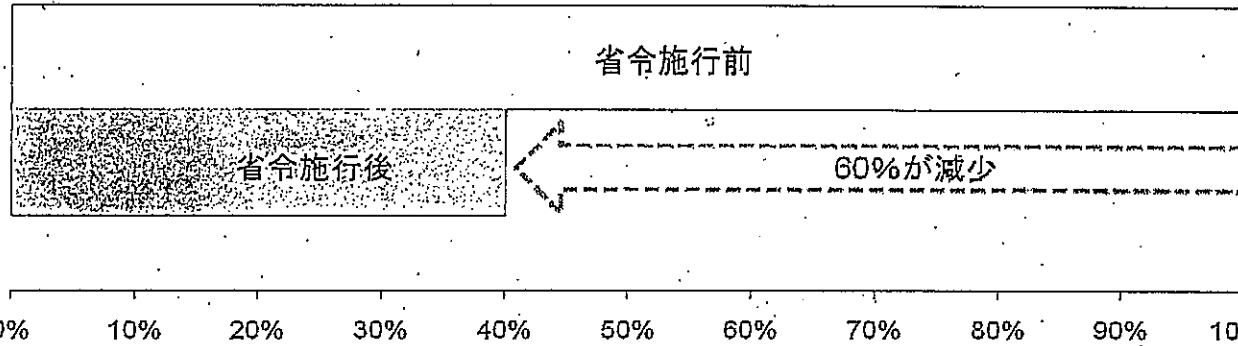
## 薬局 K 事例

売上高



17

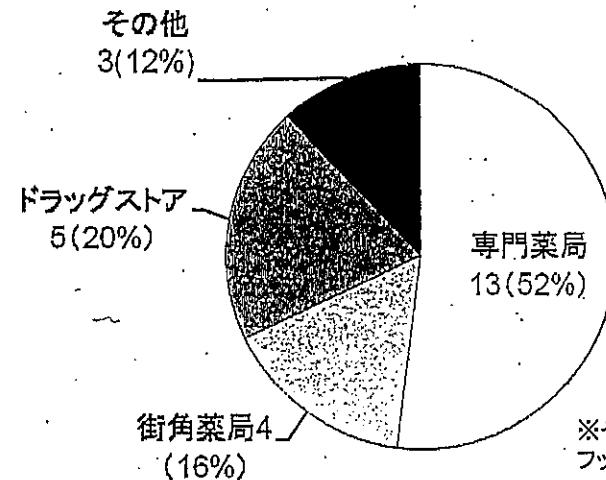
粗利益



省令施行により、売上高は3,000万円が減少、  
粗利益は6割が減少の見込み。

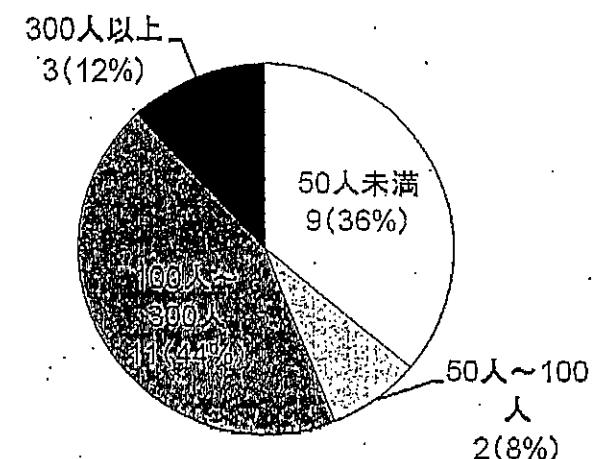
## 省令施行後の影響(25薬局・薬店に対して調査)

### 【薬局の業態】

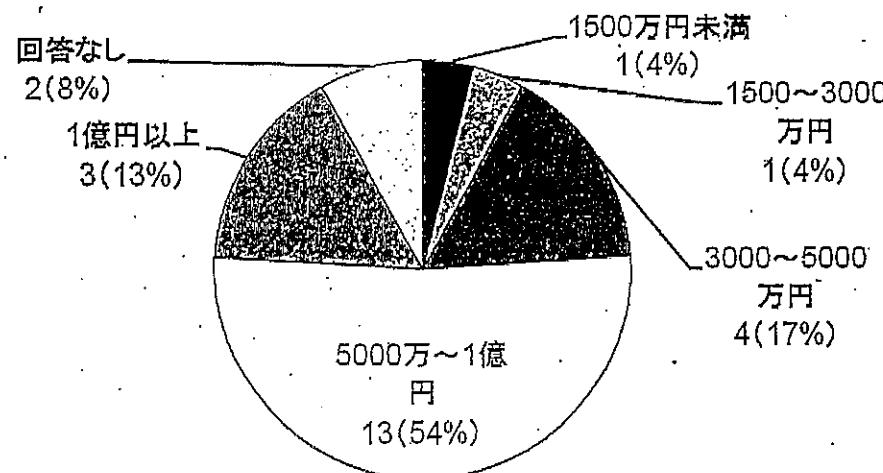


※その他は製薬会社直送や  
フットケア専門など

### 【一日のお客様数】



### 【年間売上高】



### 【販売方法】

